

## 公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第88条第16項に基づき、県営土地改良事業（屋形地区）の計画を変更したいので同条第18項において準用する第87条の 2 第 8 項の規定により、次のとおり公告し、当該変更協議に係る書類を縦覧に供する。

また、同法第88条第18項において準用する第87条の 2 第 9 項の規定により、変更後の土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、この公告の日から縦覧期間の満了の日までに意見書を提出することができる。

令和 8 年10月 7 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

### 1 縦覧する書類の名称

県営屋形地区土地改良事業変更計画概要書

### 2 縦覧場所及び縦覧期間

#### (1) 縦覧場所

ア 神崎郡市川町役場（縦覧期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 兵庫県のホームページ

(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk10/yakata-gaiyou.html>)

#### (2) 縦覧期間

令和 8 年10月 7 日から同年10月27日まで

（上記(1)アのみ土日祝日を除く午前 8 時30分から午後 5 時15分まで）

### 3 意見書の提出について

#### (1) 意見書の提出方法

ア 記載事項

(ア) 意見提出者の住所

(イ) 意見提出者の氏名（法人その他の団体の場合は名称及び代表者の氏名）

(ウ) 意見の内容及び理由

イ 意見書の提出期限及び提出先

(ア) 提出期限 令和 8 年10月27日

(イ) 提出先 兵庫県農林水産部農地整備課

住所 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号

fax 0 7 8 ( 3 4 1 ) 2 1 0 1

電子メールアドレス nouchiseibika@pref.hyogo.lg.jp

又は

兵庫県中播磨県民センター（姫路土地改良センター）

住所 姫路市北条 1 - 9 8

fax 0 7 9 ( 2 8 4 ) 5 6 4 4

電子メールアドレス himejitchikairyou@pref.hyogo.lg.jp

#### (2) 意見書提出の注意

ア 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。

イ 意見書の内容は、公表する場合があります。また、提出された意見に対し、個別に回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

ウ 電話でのご意見はお受けできません。